

中小企業庁

事業継続力強化計画認定制度

- 中小企業の豪雨等の自然災害が発生した際の事業継続を促進するため、中小企業が行う防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度。
- 独立行政法人中小企業基盤整備機構によるセミナー開催や専門家派遣等の計画策定支援のほか、中小企業防災・減災投資促進税制により設備導入を促進。

【計画の種類】

■ 事業継続力強化計画（単独型）

中小企業・小規模事業者が単独、または、協力者の協力の下で実施する計画

■ 連携事業継続力強化計画（連携型）

2者以上の中小企業・小規模事業者が他の中小企業等、大企業、経済団体等と連携の下で実施する計画

【計画の記載項目】

- 認定事業者によるロゴマーク使用
- 防災・減災設備導入に対する税制措置
- 低利融資、信用枠拡大等の金融支援
- 補助金採択時の加点措置



中小企業防災・減災投資促進税制の対象設備

※令和8年2月時点

減価償却資産の種類 (取得価額要件)	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置 (100万円以上)	自家発電設備、浄水装置、揚水ポンプ、排水ポンプ、耐震・制震・免震装置等 (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)
器具及び備品 (30万円以上)	自然災害等の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する全ての設備
建物附属設備 (60万円以上)	自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、無停電電源装置、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、耐震・制震・免震装置、架台 (対象設備をかさ上げするために取得等するものに限る)、防水シャッター等 (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)



【令和5年台風第13号の事例】

※金属加工業 千葉県茂原市

止水板により浸水を食い止め

中小企業の防災・減災対策の推進に向けた取組

- 中小企業の防災・減災対策を推進するため、事業継続力強化計画の普及・策定支援とともに、今年度からは、実効性向上に向けた認定事業者への支援についても併せて実施。

